

鈴鹿医療科学大学健康管理センター 医療廃棄物の処理に関する取扱要項

- 1 この取扱要項は、鈴鹿医療科学大学健康管理センター医療廃棄物管理内規(以下「管理内規」という。)第9条の規定に基づき、医療廃棄物の処理について必要な事項を定める。
- 2 管理内規第6条、第7条及び第8条に定める医療廃棄物の梱包方法、表示方法及び一時保管場所は、次のとおりとする。

| 区分 | 梱包方法 | 表示方法 | 対象物等 | 一時保管場所 |
|--------|------------------------------|---------------|--|--------|
| 鋭利なもの | 段ボール容器(防水特殊厚紙加工)及び硬質プラスチック容器 | 黄色のバイオハザードマーク | 注射針、採血針、穿刺針、シャーレ、試験管、ガラスくず等 | 処置室等 |
| 固形状のもの | | | 注射筒、ガーゼ、包帯、手袋、処置用の紙シート、白衣、マウスピース、血液等を拭き取った紙製品等 | |
| 泥状のもの | | | 血液等 | |

附 則

この取扱要項は、平成25年9月10日から実施する。